# 令和6年度 岡崎市立福岡小学校

# 部活動の指導及び部活動に係る活動方針

### 1 具体的な活動方針

- (1) ねらい
- ・自主的な活動を通して、体力や技能を高め、個性を伸ばす。
- ・共通の興味、関心のあることを追究し、学年や学級を越えた協力の精神を養う。
- 集団活動を通して、社会生活を営む上で必要な礼儀やルールを学ぶ。
- (2) 部活動の種類
- 男子ソフトボール部
- サッカー部
- 女子バスケットボール部

- ・女子バレーボール部
- ・男女水泳部
- ・音楽部・園芸部
- (3)対象 4年生以上の児童
- (4)活動量(休養日や活動時間等)について

### ア. 平日

- ・活動日は週2日以内(火・水曜日)とし、通年、月・木・金曜日を休養日とする。
- 11月から3月の平日は行わない。
- ・6月末~7月中旬は休止とし、それぞれ、懇談会の時期を含め、1~2週間程度の部活動休止期間とす る。
- ・部活動後の下校時刻については、以下の通りである。

	4月	5月	6月	7月	9月
下校時刻	16:10	16:30	16:30	16:30	16:30

10月	11月(休止)	12月 (休止)	1月(休止)	2月 (休止)	3月
16:00	15:30	15:30	15:30	15:30	16:10

### イ. 休日 (週休日及び祝日)

- ・日曜日は休養日とし、部活動を行わない。
- 11月から2月の土日は行わない。
- ・3月は休日のみ行う。
- ・土曜日は、該当月の土曜日の半分までの日数を行う。(第五土曜日まである月は3回まで活動してよい) (R6.5.10追記)
- ・第3土曜日は、活動しない。
- ・祝日の部活動は、該当月の祝日の半分までの日数を行う。
- ・活動時間は健康安全面を考えて、3時間以内とする。
- ・各部の土曜日の午前の練習時間を原則そろえて登下校に安全面に配慮する。

#### ウ. 長期休業中

- ・土曜日、日曜日は、活動しない。
- ・活動時間は3時間以内とする。
- ・夏季休業中は、お盆が終わるまでは部活を行わない。(水泳部、音楽部はその限りではない。)
- ・冬季休業中は、仕事納めから仕事始めの期間を除く、平日のみの練習とする。
- ・春季休業中は、3月の休日のみの練習とする。(4月は行わない。)

### 2 入部について

- ・入部についての対応は4年担任が行う。
- ・4年生の入部は、原則秋季大会後とする。
- ・活動運営上、4年生は第1希望から第2希望(必要に応じて第3希望)までとる。
- ・道具については、仮入部の間は購入しないように伝える。

- ・退部・入部については、原則として学年の変わり目に担任、部活動顧問の了解を得て行う。
- ・サッカー部は、岡崎市体育大会の種目において男女のカテゴリーが分けられていないため、女子児童が 入部した場合、試合に出場することができる。
- ・ソフト部に女子児童、バレー部やバスケ部に男子児童がそれぞれ入部を希望する場合は、岡崎市体育大会の種目において男女のカテゴリーが分けられているため、大会に出場できないことを伝える。 (大会には、参加できないが入部してもよいこととする。練習試合は、出場可能とする。)

#### 3 その他

- ・キャプテン・副キャプテンを選び、各顧問の指導のもと、安全に活動する。
- ・キャプテン会を組織し、定期的に会議を行い、円滑な部活動運営を行えるようにする。
- ・各部ごとに着替え、ランドセル等の置き場所を統一し、学級に戻らない。
- ・部活動後の下校時刻前に帰る場合は(部活動を早退・欠席する)、原則、家庭の迎えで帰宅する。
- ・協会主催の大会への参加は、1回までとする。
- ・上記している活動以外(綱引きなど)の大会への参加や教育委員会主催以外の各種大会への出場については、各部活動の担当者や学年で協議し、校長の許可があれば参加できるものとする。
- ・休日(長期休暇中)に部活動を行う場合は、その月の最終下校時刻を守って活動をする。顧問の1名は、 練習時間の前後30分間は、職員室に待機し電話連絡などに対応できるようにする。
- ・欠席する場合は、担任と顧問に必ず報告をする。
- ・各部活動の顧問は、シフト制を採用し、2名以上で指導する。
- ・安全安心を確保するために、環境面の整備や管理に努めるとともに、高温、落雷などの気象状況に合わせた対応ができるように、校長を中心とした管理体制を整える。
- ・緊急時の対応を迅速に行うようにするため、校内の連絡体制を整え、医療機関の開設状況の把握を確実 に行う。
- ・男女が混在して活動する場合は、体格差に留意して行う。
- ・保護者の送迎の都合で練習試合等に参加できない場合は、顧問が引率の下タクシーを使用してもよい。 (児童分は保護者負担)
- ・教育委員会主催の大会、協会主催の大会に参加する場合、試合の前週の休日は活動してもよい。(R6. 5.10追記)